

新戦略推進専門調査会分科会について

平成 25 年 10 月 3 日

平成 26 年 2 月 21 日改正

平成 28 年 10 月 11 日改正

平成 30 年 6 月 1 日改正

新戦略推進専門調査会決定

1. 新戦略推進専門調査会について（平成 25 年 6 月 14 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）第 4 項に基づき、新戦略推進専門調査会に、国及び地方公共団体のデジタル化を機動的かつ強力に進め、その成果を展開することによって、国、地方公共団体及び民間部門まで含めた社会全体のデジタル化を推進するために必要な具体的方策や評価指標の検討、ロードマップの作成・見直し及び取組状況の評価等を実施するため、デジタル・ガバメント分科会を置く。
2. 分科会は、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
3. 分科会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
4. 分科会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に掲げるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。